

国立市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

1. 制定の経緯

国において、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設することとなりました。令和 7 年度までは子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化されており、令和 8 年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるようになります。こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、各自治体が設備及び運営の基準を定め、事業を認可する必要があることから、本条例を制定するものです。

2. こども誰でも通園制度の概要

(1) 事業形態

① 一般型

- ・保育所・幼稚園等とは別に定員を設ける
- ・さらに以下 3 種類に分類
 - 1) 在園児とは別に本制度を利用することを基本とする「専用室独立実施」
 - 2) 在園児と一緒に過ごすことを基本とする「在園児合同実施」
 - 3) 保育所等に併設せず本制度のみを実施する施設で事業を行う「独立施設実施」

② 余裕活用型

保育所・幼稚園等の空き定員の範囲で受け入れる（定員が埋まった場合、乳児等通園支援事業を利用できなくなる）

(2) 利用方法

① 定期利用

利用する曜日や時間を固定して、定期的に利用する方法（都度予約不要）

② 柔軟利用

利用する曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法（都度予約必要。国の整備した総合支援システムに乳児等通園支援事業者が枠を登録し、保護者が空き枠を選択して予約する）

3. 設備及び運営の基準（主なもの）

設備基準、人員配置基準、非常災害対策、安全計画、自動車を運行する場合の所在の確認など

4. 施行期日

公布の日（ただし、第 23 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日）